

北方町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	:	北方町
事 業 名	:	公共下水道事業
策 定 日	:	平成 29 年 3 月
計 画 期 間	:	平成 29 年度 ～ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成10年4月1日 (19年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	46.1人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区(北方町公共下水道)		
処 理 場 数	1処理場(北方町ふれあい水センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	公共下水道の整備が地理的条件で効率的でない区域の一部0.2haを除外し、浄化槽整備区域とすることで効率的な污水处理施設計画としています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道料金は、原則的に上水道使用水量に基づいて決めており、下水道使用水量に応じて徴収しています。 基本料金は、基本水量10㎡までは1,404円/月、超過料金は、1㎡につき145.8円を徴収しています。					
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	公衆浴場は、1㎡につき32.4円徴収しています。					
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	井戸水を使用している場合は、ポンプなどにメーター(量水器)を取り付け、計量した使用水量を下水の使用水量として徴収しています。					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,780	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,943 円
	平成26年度	2,862	円		平成26年度	3,011 円
	平成27年度	2,862	円		平成27年度	3,043 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	現在、2名で業務を行っています。
事 業 運 営 組 織	組織体制の再編等の実施はありません。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	北方町ふれあい水センターの運転管理などを民間委託しています。 (包括的民間委託は実施していません。)
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	北方町ふれあい水センターの上部空間を太陽光発電用地として貸し出しています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙1のとおり

2. 経 営 の 基 本 方 針

(1) 適正で効率的な維持管理による安定した下水道機能の確保

- ・管路施設の適正な維持管理は、定期点検において管路の状態を把握し、管路の重要度等を考慮して、計画的に調査を実施し、道路陥没等の未然防止と確実な汚水の排除に努めます。
- ・污水处理施設の改築は、老朽化等の状況を調査し、予防保全型施設管理により事故発生や機能停止を未然に防止しながら、施設の重要度等から優先順位を定め計画的に実施します。

(2) 災害に強い安全・安心な下水道の整備

- ・污水处理施設の耐震化は、耐震診断結果とストックマネジメント計画との整合を図りながら、効率的に実施します。
- ・管路施設の耐震化についても、老朽管路のストックマネジメント計画との整合を図りながら、効率的に耐震化を図ります。

(3) 水洗化の促進による財源の確保

- ・下水道処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続せずそのまま放置している事例があります。
- ・下水道への接続について、広報誌、町内会回覧文書等を通じ効果的に推進し、より効率的に使用料金の増収を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙2のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

(1) 投資の目標に関する事項

- ・建設改良費は、計画期間中、年間平均約87百万円を見込んでいます。
- ・耐震診断及び計画策定に係る委託料は、計画期間中、年間平均約16百万円を見込んでいます。
- ・広域化・共同化及びPPP/PFIの導入は、現時点では考えていないため、現状の体制を維持するものとして計画しています。

(2) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

○管きよ整備

- ・高屋西部土地区画整理地内の管きよ整備が平成29年度で完了し、管きよ整備は、ほぼ完了する予定です。

(3) 防災・安全対策に関する事項

① 耐震化計画

- ・震災時にも汚水処理機能を停止することなく稼働させるために、処理場の耐震化を優先して実施しています。
- ・処理場の耐震化計画は、平成30年度までに耐震診断を完了し、平成37年度までに耐震対策工事の完了を目標に、計画的に実施していく予定です。
- ・処理場の耐震化完了後、管路施設についても計画的に耐震化を実施していきます。
- ・管路施設の耐震診断は、平成37年度から着手し、計画的に耐震化に取り組んでいく予定です。

② 長寿命化計画

- ・現在実施している処理場の電気設備の長寿命化を継続して平成32年度まで実施し、その後、機械設備の長寿命化に着手して、平成38年度完了を目標に計画的に実施していく予定です。
- ・管路施設の長寿命化は、耐震機能の追加を含め、今後策定予定の下水道事業のストックマネジメント計画に基づき、計画的に実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

(1) 財源の目標に関する事項

- ・計画期間中、補助事業については、国庫補助金及び下水道事業債の発行による財源確保を計画しています。
- ・受益者負担金を1年当たり約6百万円、下水道施設の上部空間の貸付により得られる借地料を1年当たり約245万円見込んでいます。

(2) 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

- ・使用料収入は、これまで有収水量の増加に伴い増加してきましたが、下記①～③の推計から、今後、有収水量が大幅に増加することは見込めないため、使用料収入は緩やかな増加に留まり、計画期間内においては、年間平均約245百万円(税抜)で推移するものと見込んでいます。

①人口と普及率・水洗化率

- ・行政区内人口は、北方町人口ビジョン(北方町独自推計)によると、平成32年をピークにそれ以降減少傾向に転じ、平成42年度には、平成27年の18,252人から約1.3%減の18,023人になると予想されています。
- ・水洗化率は、これまで徐々に上昇しており、平成27年度は約82%となっていますが、整備後、年数が経過するにつれ、新規接続が困難となることに鑑みると、今後はこれまでより緩やかに上昇していくものと見込まれます。

② 汚水処理水量

- ・汚水処理水量は、これまで水洗化人口の増加に伴って増加してきましたが、今後、水洗化人口が増加することが予想されるものの、節水機器の普及、節水意識の高まりなどにより一人当たりの汚水量が減少していくことが見込まれるため、緩やかな増加に留まると予想されます。
- ・人口が減少傾向となるものの、水洗化率が上昇することから、今後の水洗化人口は緩やかに増加していくことが予想されます。

③ 有収率

- ・本町においては、供用開始が平成10年であり、平成28年度現在で経過年数が18年と短いこともあり、有収率の大幅な低下は見られませんでした。今後経年劣化が進むことも予想されます。
- ・このような状況の中で、適正な点検及び維持管理並びに修繕等の対策を実施し、現在の有収率の水準を維持していきます。

- ・使用料については、計画期間中に改定することは想定しませんが、長期的な視点で見ると、今後老朽化が進む施設の更新等に多額の費用がかかることが予測されることから、今後料金制度見直しの検討が必要となると思われます。

(3) 地方債に関する事項

- ・平成29～39年度において、投資のための財源となる建設改良のための地方債を年間平均25百万円借入れ入れます。その一方で、償還額は年間平均約356百万円を償還していきます。
- ・平成37年度以降は、これまで整備事業のために多額の起債をしてきた地方債の残高減少に伴い、支出に占める償還額の割合が大幅に減少する見込みです。
- ・新たな起債は可能な限り抑制し、地方債残高を減らしていくことに努めます。

(4) 繰入金に関する事項

- ・一般会計からの繰入金は、毎年度、総務省から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づいて繰り入れています。厳しい町の財政状況に鑑み、計画期間中、年度ごとに段階的に引き下げ、平成39年度には、平成27年度の376百万円から約39.6%減の約227百万円となるよう計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

- ・本町の規模から勘案すると、包括的民間委託やPPP/PFIの採用は困難であることから、現状導入を見合わせている状況です。そのため、計画期間中においては、現状の維持管理・運営体制を継続するものとして計画しています。

(2) 職員給与費に関する事項

- ・現在2名体制で事業運営を行っており、削減は難しいと考えられるため、今後も現状の2名体制を維持することを想定し計画しています。

(3) 動力費、薬品費、修繕費及び委託費に関する事項

- ・動力費、薬品費については、汚水処理水量及び汚泥処分量に応じて推移するものと見込んでいます。
- ・修繕費及び委託費については、今後も現状の水準を維持するものとして計画しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化は、現時点では考えていませんが、今後、状況により検討していきます。
投資の平準化に関する事項	平成29年度で管きよの整備は完了する予定をしています。今後は、事業の優先順位を考慮して、主に北方町ふれあい水センターの長寿命化と耐震化を優先に事業を実施し、その後、管きよ施設の長寿命化と耐震化に着手していく予定です。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用(PPP/PFIなど)は、現時点では考えていませんが、今後、状況により検討していきます。
その他の取組	現時点ではありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現時点では使用料の見直しは想定していませんが、今後、経営状況によっては使用料改定の検討を実施します。
資産活用による収入増加の取組について	現時点ではありません。
その他の取組	建設改良費については、国の各種事業制度を有効に活用し、国庫補助金などの適切な財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)は、現時点では考えていませんが、今後、状況により検討していきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中の職員は、2名の職員給与費として算定していますが、下水道事業の状況により、必要に応じて職員の増減を検討していきます。
動力費に関する事項	北方町ふれあい水センター機械設備の長寿命化計画において、省エネルギー機械の導入などの検討を行い、動力費削減の検討を行っていきます。
薬品費に関する事項	現時点では検討していません。
修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画を策定し、計画的な施設管理により、計画的に維持管理を実施していきます。
委託費に関する事項	現時点では検討していません。
その他の取組	現時点ではありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗管理(モニタリング)は、毎年度実施してまいります。 5年後の平成33年度に経営戦略の事後検証と見直し(ローリング)を予定しています。 また、見直し前でも経営戦略と著しく経営状況が変わった場合は、その時点で検証と見直しを実施してまいります。
---------------------	---

経営比較分析表

岐阜県 北方町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	99.98	93.44	2,862

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
18,395	5.18	3,551.16
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
18,309	3.97	4,611.84

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成26年度全国平均

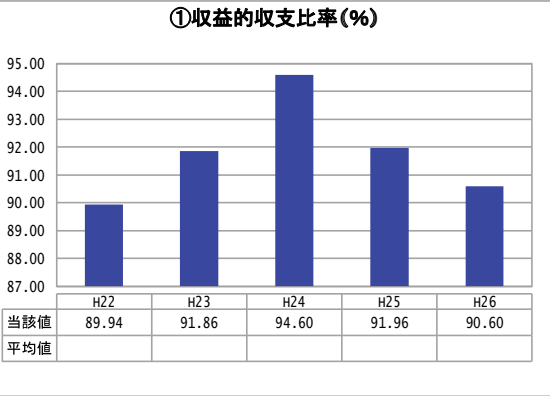
分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

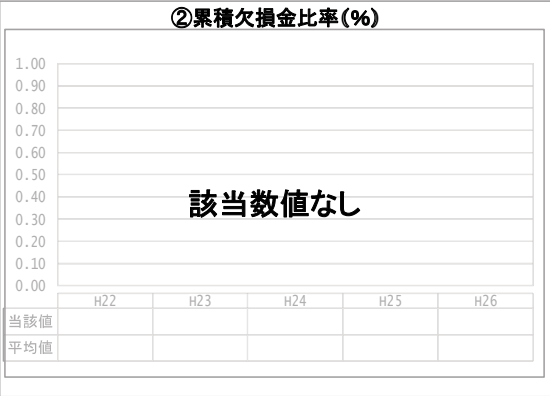
当町の下水道は、汚水処理原価については類似団体及び全国平均よりも低く、経費回収率については高くなっているため、適切な使用料設定であると考えられる。しかし、今後は人口減少などにより使用料収入の減少が想定されるため、使用料収入の見直しや経費の節減などの検討が必要である。収益的収支比率は100%を下回っており、一般会計からの繰入金により企業債の償還経費の一部が賅っている状況である。

施設利用率及び水洗化率については、やや上昇傾向にあるものの住宅や店舗の新築に伴うものが多く、下水道事業の健全な運営を行うため未接続世帯の下水道切替を進め、水洗化率及び施設利用率をより向上させる必要がある。今後も広報誌などによる未接続世帯への啓発活動に努めていきます。

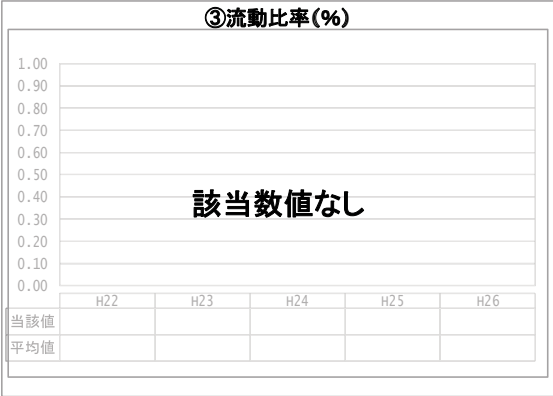
1. 経営の健全性・効率性



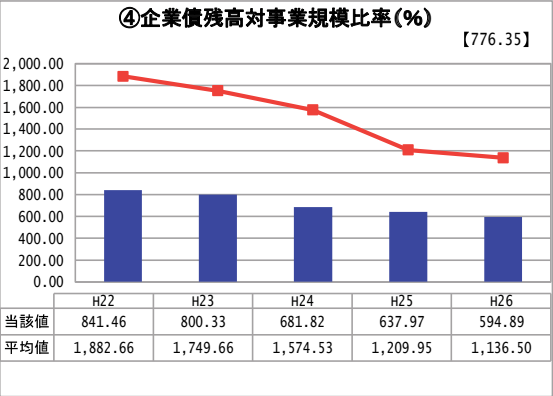
「単年度の収支」



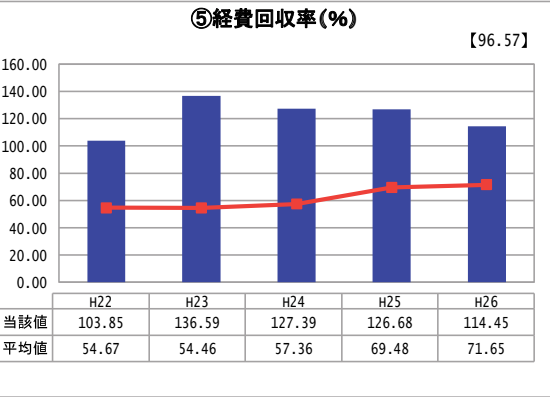
「累積欠損」



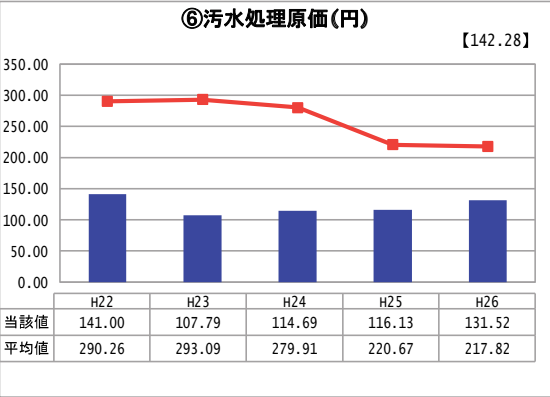
「支払能力」



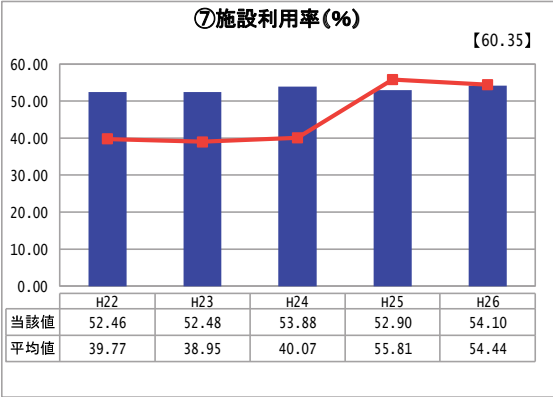
「債務残高」



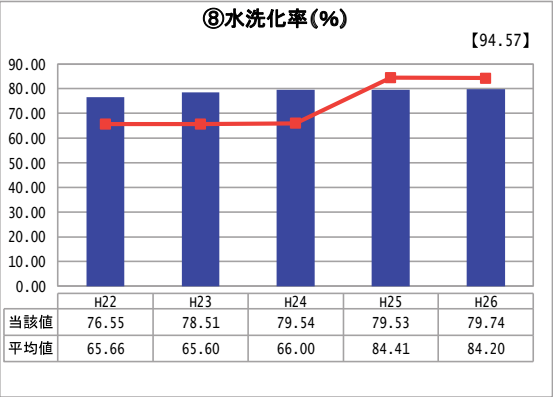
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

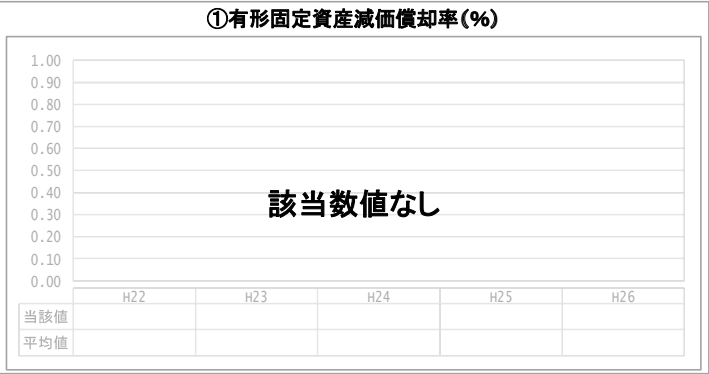


「施設の効率性」

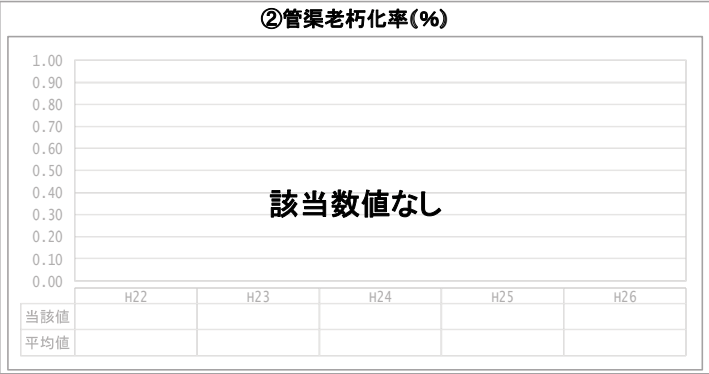


「使用料対象の捕捉」

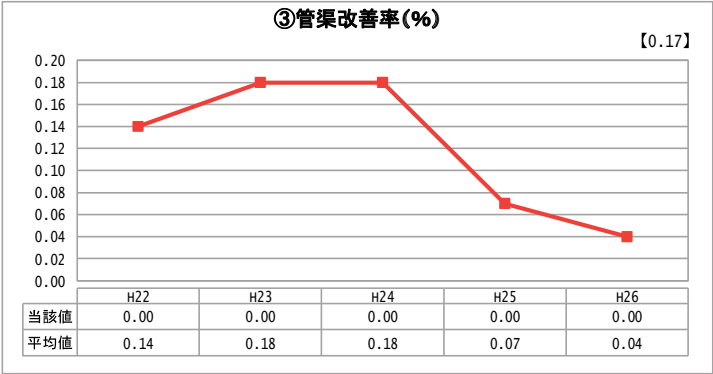
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

全体総括

平成22年度から平成26年度までの5年間の推移をみても施設利用率及び水洗化率がやや上昇傾向にあるものの経費回収率及び汚水処理原価についてはほぼ横ばいとなっているため、今後も広報誌などによる未接続世帯への啓発活動に努め、使用料収入の向上に努めていきます。また、老朽化の状況については、今後、修繕等が増加すると予測されるため、長寿命化計画などにより、緊急度や重要度の優先順位を設定し適正な維持管理により長寿命化を図っていきます。

水洗化率及び施設利用率の向上を注視しつつ、使用料の改定を行うなどにより安定した経営を目指すよう財政運営の健全化に努めていきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成27年度 (決 算)	平成28年度 (決 算) 〔 見 込 〕	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	586,944	596,420	592,451	576,172	583,782	583,163	571,620	554,587	540,167	524,018	525,679	474,103	449,742
		(1) 営 業 収 益 (B)	259,687	265,627	265,720	265,840	268,478	271,167	271,467	271,734	271,973	272,187	272,378	272,133	271,868
		ア 料 金 収 入	257,617	263,163	263,219	263,339	265,953	268,619	268,919	269,186	269,425	269,639	269,831	269,585	269,320
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	2,070	2,464	2,501	2,501	2,525	2,548	2,548	2,548	2,548	2,548	2,548	2,548	2,548
		(2) 営 業 外 収 益	327,257	330,792	326,730	310,331	315,304	311,997	300,153	282,853	268,194	251,831	253,300	201,970	177,874
		ア 他 会 計 繰 入 金	322,656	323,762	311,249	308,000	301,721	295,413	289,069	282,768	268,107	251,744	236,713	193,632	177,785
		イ そ の 他	4,601	7,030	15,481	2,332	13,583	16,584	11,085	86	86	87	16,588	8,338	89
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	300,341	317,182	326,011	289,104	307,524	308,829	296,422	262,291	256,047	250,670	278,907	258,785	239,741
		(1) 営 業 費 用	195,735	220,471	237,230	208,141	234,857	244,741	241,156	216,381	218,629	220,900	256,041	241,409	226,791
		ア 職 員 給 与 費	9,881	10,452	10,031	10,031	10,032	10,032	10,032	10,032	10,032	10,032	10,032	10,032	10,032
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	185,854	210,019	227,199	198,110	224,826	234,709	231,123	206,349	208,596	210,867	246,009	231,376	216,759
		(2) 営 業 外 費 用	104,606	96,711	88,781	80,963	72,667	64,087	55,266	45,910	37,418	29,770	22,866	17,376	12,950
		ア 支 払 利 息	104,606	96,711	88,781	80,963	72,667	64,087	55,266	45,910	37,418	29,770	22,866	17,376	12,950
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	286,603	279,238	266,440	287,067	276,258	274,335	275,198	292,296	284,120	273,348	246,771	215,318	210,001
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	128,448	114,840	178,111	129,310	130,189	133,147	72,081	151,832	167,143	173,756	85,177	103,284	125,728
		(1) 地 方 債	30,500	20,590	45,600	31,400	31,000	32,000	2,400	39,600	47,000	49,500			
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	53,344	54,533	55,751	57,000	58,279	59,587	60,931	62,232	61,893	63,256	59,927	54,384	49,328
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	35,518	25,480	50,650	34,910	34,910	35,560	2,750	44,000	52,250	55,000	19,250	42,900	70,400
		(6) 工 事 負 担 金	9,086	14,237	26,110	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		(7) そ の 他													
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	402,164	383,360	460,455	398,841	407,675	419,147	361,164	443,601	447,021	447,735	319,773	323,939	340,463
		(1) 建 設 改 良 費	105,250	78,450	147,300	77,184	77,251	78,619	12,999	95,499	111,999	117,499	45,999	93,299	126,299
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	296,914	304,910	313,155	321,657	330,424	340,528	348,165	348,102	335,022	330,236	273,774	230,640	214,164
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 273,716	△ 268,520	△ 282,344	△ 269,531	△ 277,486	△ 286,000	△ 289,083	△ 291,769	△ 279,878	△ 273,979	△ 234,596	△ 220,655	△ 214,735

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分		平成27年度 (決 算)	平成28年度 (決 算) 〔 決 算 達 〕	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		12,887	10,717	△ 15,904	17,537	△ 1,229	△ 11,665	△ 13,884	527	4,242	△ 631	12,176	△ 5,337	△ 4,734
積 立 金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)		15,408	28,295	39,013	23,109	40,645	39,417	27,752	13,867	14,394	18,636	18,005	30,180	24,844
前年度繰上充用金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		28,295	39,012	23,109	40,646	39,416	27,752	13,868	14,394	18,636	18,005	30,181	24,843	20,110
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			26,000											
実 質 収 支	黒 字 (P)	28,295	13,013	23,109	40,645	39,417	27,752	13,867	14,394	18,636	18,005	30,180	24,844	20,112
	(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		98	96	93	94	92	90	89	90	91	90	95	97	99
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		259,687	265,627	265,720	265,840	268,478	271,167	271,467	271,734	271,973	272,187	272,378	272,133	271,868
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)														
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)		3,997,462	3,692,552	3,399,987	3,123,930	2,824,906	2,515,378	2,199,213	1,853,511	1,558,089	1,279,753	1,055,479	824,839	610,675

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		平成27年度 (決 算)	平成28年度 (決 算) 〔 決 算 達 〕	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収 益 的 収 支 分		322,656	323,762	311,249	308,000	301,721	295,413	289,069	282,768	268,107	251,744	236,713	193,632	177,785
	うち 基 準 内 繰 入 金	322,656	323,762	311,249	308,000	301,721	295,413	289,069	282,768	268,107	251,744	236,713	193,632	177,785
	うち 基 準 外 繰 入 金													
資 本 的 収 支 分		53,344	54,533	55,751	57,000	58,279	59,587	60,931	62,232	61,893	63,256	59,927	54,384	49,328
	うち 基 準 内 繰 入 金	53,344	54,533	55,751	57,000	58,279	59,587	60,931	62,232	61,893	63,256	59,927	54,384	49,328
	うち 基 準 外 繰 入 金													
合 計		376,000	378,295	367,000	365,000	360,000	355,000	350,000	345,000	330,000	315,000	296,640	248,016	227,113